

平成25年度

四條畷市学校教育基本方針

四條畷市教育委員会

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ 2
めざす子ども像	・ ・ ・ ・ 4
1 具体的取り組み	
(1) 笑顔がたえない元気な子ども	・ ・ ・ ・ 6
(2) 学ぶ楽しみを知る子ども	・ ・ ・ ・ 7
(3) 確かな学力を身につける子ども	・ ・ ・ ・ 8
(4) 伝え合い心つながる子ども	・ ・ ・ ・ 10
(5) 思いやりのある子ども	・ ・ ・ ・ 11
2 その他の事項	
《生徒指導》	・ ・ ・ ・ 12
《学校運営体制の確立を図る》	・ ・ ・ ・ 13
《教職員の資質向上を図る》	・ ・ ・ ・ 13
《国旗国歌の指導》	・ ・ ・ ・ 14
《教職員のサービスの徹底》	・ ・ ・ ・ 14

平成25年度 学校教育基本方針

はじめに

～「学び」と「はぐくみ」を確立するために～

教育に求められているのは、社会において自立的に生きる基礎を培うなど、確かな学力を確立するとともに豊かな心、健やかな体を育むことであり、それらを基盤として生きる力を育成することである。

すべての学校において、地域の実情を踏まえた特色ある教育活動を展開することにより、基礎的・基本的な学習内容を確実に習得し、自ら学び考える力の育成や主体的に学習に取り組む態度を身に付けるなどの確かな学力を確立するための「学び」と、他人を思いやる心や規範意識、自然や美への感性などの豊かな心、体力の向上や望ましい食習慣の形成による健やかな体の「はぐくみ」を実現しなければならない。

加えて、子どもたちがこれから生きていく時代を見据え、国際社会に通じる人材育成が一層重要となることから、確かな学力を基礎に、高い志と夢を抱き、その実現に向けて努力する態度を養うとともに、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を外国語により伝えることができるコミュニケーション能力を育成する必要がある。

これらの教育の理念に基づき、これまで、学校教育はもとより、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの健やかな成長を支え、育む教育施策を進めてきた。

今年度は、「四條畷市児童・生徒学力向上3ヶ年計画」に取り組んで2年目を迎える。昨年度、学力向上プロジェクトチーム会議を毎月開催し、「授業力向上」、「フォローアップ」、「家庭学習・生活習慣」、「小中一貫教育」などの課題について話し合いを重ねてきた。その結果、以下の事柄を推進することができた。

- ・小中学校での授業改善に向けた取り組み
- ・放課後、土曜日、夏休みなどの学習（フォローアップ）

- ・家庭学習定着に向けた教材の配布、啓発パンフレットの作成
- ・小中一貫教育の調査・研究・実践

今年度は、これらの取組みを更に定着させ、進化させるために学校と市教育委員会が連携して効果を上げることが求められる。

また、学校においては、昨年度に引き続き、「特色ある教育実践事務」において、重点的に予算配当されたことから、教材・教具・備品等を活用し、学力向上に効果的な「特色ある」取組みを実践することが求められる。その際、各校の課題を分析し、「学力向上推進プラン・全体計画」等により計画的に取り組むことが重要である。

就学前教育については、幼児期の成長発達に応じた遊びや体験を通して、「生きる力」、「学ぶ力の芽ばえ」や「人とのかかわる力」を育み、小学校へのスムーズな接続ができるようにすることが重要な目標である。この目標を達成するため、小学校、公私立幼稚園、公私立保育所(園)が連携し、幼児教育の研究や研修等で、質的向上に努め、就学前教育の充実を図り、幼児教育を推進していく。また、今年度に開園した四條畷あおぞら幼稚園は幼児教育センターとしての役割を担い、これまで取り組んできた子育て支援策の拡充に加え、子育てに関する教育相談、未就園児保育などの子育て支援、教員の指導力向上を図るための研究・研修、幼児教育に関する情報発信などに取り組む。

最後に、教育行政基本条例、大阪府教育振興基本計画を踏まえつつ、これまで進めてきた取組みを基盤として、本市の学校園の目標達成に向けた実践を推進する。

☆☆めざす子ども像☆☆

四條畷市教育委員会

基本理念

思いやりの
ある子ども

喜びや悲しみを共感し、
共に生きる子どもの育成

笑顔がたえない
元気な子ども

心身ともに健康な生活を
営む子どもの育成

夢・希望
輝く子ども
—生きる力をはぐくむ—

学ぶ楽しみを
知る子ども

達成感・満足感を感じる
子どもの育成

伝え合い
心つながる子ども

家庭・学校・地域でつながる
子どもの育成

確かな学力を
身につける子ども

自ら考え、主体的に判断し
表現する子どもの育成

めざす子ども像を実現するため、小・中一貫を進め
系統性、継続性のある教育活動を進めます！

★めざす子ども像を実現するための取り組み★

笑顔がたえない元気な子ども

- ・基本的な生活習慣が身につく教育
- ・体力・運動能力等の実態を把握し、体力の向上をめざす
- ・食に関する指導の充実、健やかな心と体を守る健康教育の推進
- ・スポーツ少年団の活動を支援し、低年齢層のスポーツ人口の増加をめざす

学ぶ楽しみを知る子ども

- ・すべての教育活動を通して、自ら学び考える力の育成
- ・「ともに学び、ともに育つ」支援教育の充実
- ・遊びや体験等で、学力の基礎づくりをする就学前教育の推進
- ・学び、交流するよろこびを体験するための放課後子ども教室の実施

確かな学力を身につける子ども

- ・学習の基礎・基本の定着を図り、学力向上をめざす
- ・一人ひとりを大切に「わかる授業」、ICTを有効活用した「確かな学力」の育み
- ・自らの個性を発見し、「生きる力」を育むキャリア教育の推進
- ・「学ぶ力」や「豊かな心」を育む読書活動の推進

伝え合い心つながる子ども

- ・すべての教育活動における言語活動の充実
- ・安心・安全の実現に向けた情報モラル教育の推進
- ・外国語教育を通じたコミュニケーション能力の育成
- ・地域ぐるみで子どもを見守り、育てる放課後子ども教室の実施

思いやりのある子ども

- ・夢や希望、豊かな人間性を育む教育
- ・社会規範を育む道徳教育と心の教育の推進
- ・一人ひとりのちがいを認め合う人権尊重の教育の充実
- ・いじめ、暴力行為等の防止と不登校の子どもたちをなくす取り組み

夢

・

希望

輝く

子ども

も

「生きる力をはぐくむ教育」

1 具体的取り組み

(1) 笑顔がたえない元気な子ども —心身ともに健康な生活を営む子どもの育成—

基本的な生活習慣を確立し、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、児童・生徒等が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身につけさせる。

子どもの体力向上のため、体育の授業内容の充実を図り、家庭・地域と連携して、運動機会の確保や生活習慣等の改善などに取り組む。

食に関する指導については、全ての学校で食に関する指導の全体計画を作成するとともに、学校教育活動全体を通して実施する。

幼児・児童・生徒が自他の安全を確保するため、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育む。また、防災教育の充実を図る。

- ・学校・家庭・地域及び関係機関が連携して「3つの朝運動」(朝食・あいさつ・朝読書)などにより、望ましい食習慣の形成をはじめ、就寝・起床時間、家庭学習等、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取り組みを推進すること。その際、栄養教諭・栄養職員と連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成を図ること。
- ・幼児・児童・生徒が学校園内外において不審者等から危害を受けることなく安心して生活できるよう、学校園・地域の実情や子どもの実態に応じた適切な対策を講じること。特に、「学校受付員」、「子どもの安全見まもり隊」等の地域の学校安全ボランティアと連携するなど、地域で子どもたちを守るという視点から幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。また、学校園において、道路交通法に基いた交通安全に関する指導を推進すること。
- ・全国的に児童・生徒の自殺、児童・生徒による犯罪や事件、事故に巻き込まれるなど、重篤な事象が生起していることを踏まえ、児童・生徒が自ら命を絶ったり、犯罪の被害者や加害者になったりすることのないよう、全ての教育活動を通じて「命の大切さ」について取り組むとともに、児童・生徒の状況把握や相談体制の充実などに取り組むよう指導すること。
- ・児童相談所における児童虐待の相談対応件数が全国的に増加する中、死亡に至る重篤な事案も後を絶たないなど、深刻な状況となっている。教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日ごろから十分注意を払い、未然防止、早期発見、早期対応に努めるよう指導すること。とりわけ、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センターまたは子育て総合支援センター等へ通告し、継続的に支援すること。
- ・覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、指導計画を策定し、授業をはじめ、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。また、安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防、給食における食物アレルギー事故防止及び集中豪雨・落雷・地震等の自然災害や熱中症等の事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えること。
- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、地域の実態に即した自然災害に対処できるよう防災計画を策定し、

避難経路の再確認や施設・設備の点検・整備を行い、救急体制等の機能的な危機管理体制を確立すること。また、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図るよう指導すること。さらに、様々な事態を想定した実践的な避難訓練を行うなど、児童・生徒が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図るよう指導すること。

《主な事業》

- ・小学校安全対策事務 …… 小学校の校門に受付員を配置し、安全確保を図ります。
- ・小学校安全指導事務 …… スクールガードリーダーを配置し、安全確保・安全指導を行います。
- ・通学安全対策事務 …… 田原小1年生で、遠方から通う児童の下校支援をします。
- ・学校事故処理事務 …… 学校で事故やけがをし、治療を受けた時の対応をします。
- ・健康診断関係事務 …… 幼児、児童、生徒の健康診断を行います。



(2) 学ぶ楽しみを知る子ども —達成感・満足感を感じる子どもの育成—

学校では、子どもたちに夢や希望を抱かせ、興味関心を持たせる指導をめざす。そのため、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決に向けた学習を重視するとともに、子どもの興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるように工夫する。

支援教育では、「ともに学び、ともに育つ」教育として、取り組みを継承・発展させるとともに、障がいのある子どもと周りの子どもが、「ともに学び、ともに育つ」ため、子どもたち一人ひとりが互いに尊重し、個性を認め合い、他人への思いやりの心を育めるよう取り組みを進める。そして、達成感・満足感を感じ、将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざした指導・支援を進める。

就学前教育では、様々な遊びや体験の中で、幼児が興味や関心を持ち、能力に応じて学力や体力の基礎づくりができるよう取り組む。

- ・授業の改善を行い、子どもたちに興味・関心を抱かせる指導をし、自ら学ぶ力を育成すること。
- ・障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び支援が効果的に行われるよう、学校全体での支援体制の整備・充実や、支援教育コーディネーターの組織的な活用をより一層図ること。
- ・通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒の指導に当たっては、全校的な支援体制のもとに教育活動を展開すること。また、通級指導教室における教育の一層の充実に努めること。
- ・幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期から児童期、青年期へと続く子どもの発達を見通し、子どもの生きる力の基礎を培うため、幼稚園、保育所、学校、家庭、地域の協働による総合的な幼児教育の充実を図ること。

《主な事業》

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| ・支援教育関係事務 | ・・・ 介助員、看護師、水泳指導補助者等を配置します。 |
| ・就学指導事務 | ・・・ 就学時健康診断を行います。 |
| ・幼稚園関係事務 | ・・・ 幼稚園で、介助員の配置や預かり保育を実施します。 |
| ・就学援助助成事務 | ・・・ 小中学校就学の援助をします。 |
| ・就園奨励費補助金に関する事務 | ・・・ 幼稚園就園の補助をします。 |



(3) 確かな学力を身につける子ども 一自ら考え、主体的に判断し、表現する子どもの育成一

学習指導要領等を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学習意欲を喚起し、学習習慣を確立する。その際、ICT(情報通信技術)の有効活用を図る。

キャリア教育については、児童・生徒が、望ましい勤労観・職業観を育み、将来、社会人として自立し、主体的に進路を選択できるよう、教育活動全体を通じて、小学校から児童・生徒の発達段階に応じた系統的な教育を行う。

読書は、「学ぶ力」や「豊かな心」を育むため重要なものであり、子どもの発達段階に応じた読書活動を一層推進する。

- ・学年ごとの到達目標や評価規準を明確にし、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握することに努めること。特に各教科の指導に当たっては、学力や学習状況に関する調査の結果を活用し、これまでの取り組みの成果と課題を明確にし、目標やねらいを実現するよう指導計画を立てること。あわせて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立し、学校全体が組織的に授業改善に努めること。
- ・学習指導に当たっては、児童・生徒の習熟の程度に応じた指導を推進し、指導形態や指導体制を工夫するなど、個に応じた指導の一層の充実を図ること。また、児童・生徒の実態に応じ、基礎・基本を徹底するために、少人数・習熟度別指導の実施や短い時間(モジュール)を活用した反復学習等の導入、知識・技能を活用して思考力・判断力・表現力等を育む授業づくりに努め、指導方法の工夫を図ること。そのために、学習規律の確立、授業評価の導入、校内研修の活性化等学校全体で取り組むこと。
- ・保護者・地域と連携して、家庭での学習習慣が身に付くよう指導の工夫・改善を図ること。
- ・確かな学力を育む授業づくりのために、教員が不断に「授業研究」に取り組むこと。また、各学校が授業評価を通じた授業改善のシステムづくりに努めるとともに、公開授業等による授業研究会を積極的に行うこと。その際、「学校改善のためのガイドライン」「大阪の授業STANDARD」等を活用すること。
- ・教育課程の編成に当たっては、自校の特色を踏まえて具体的に設定した教育目標の実現をめざすこと。その際、学習指導要領に則して適正に編成すること。さらに、教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を

図り、目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)の適切な実施を図ること。

- ・体験学習の実施に当たっては、身近な社会教育施設等の施設及び機能を有効に活用するなど、一層の創意工夫に努めること。
- ・小学校5、6年生における外国語活動については、ALTや地域人材等を有効に活用し、授業内容の充実を図ること。また、「英語ノート」等の教材を活用するとともに、評価に関する実践研究の推進を図ること。総合的な学習の時間においては、国際理解教育を推進する。
- ・教員のICT活用指導力を向上させ、授業でICTを積極的に活用し、「確かな学力」を育むよう指導すること。また、児童・生徒の情報活用能力(情報リテラシー)を育成するよう指導すること。
- ・キャリア教育については、義務教育から高等学校教育への連続性を視野に入れて推進するとともに、中学校区で全体指導計画を作成し、教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させるよう努めること。
- ・各学校が学校図書室を積極的に活用し、児童・生徒の読書活動の一層の推進を図るとともに、「3つの朝運動」の一つである朝の読書活動について積極的に取り組み、児童・生徒が読書習慣を身に付けられるように努めること。
- ・新学習指導要領における授業時数の増加に対応するため、学校行事等の一層の精選及び夏季休業日の短縮により、授業時数の確保を行うこと。
- ・個に応じたきめ細かな学習指導、生徒指導、進路指導を一層推進するため、小・中学校間における教員の異動・兼務等による「小・中学校間いきいきスクール」を促進するとともに、実施に当たっては、効果的かつ円滑に推進されるよう、実施する中学校区の教員に対して趣旨を十分周知し、教員相互の協働関係が構築できるよう指導すること。また、小・中学校9年間を見通した指導の一貫性や系統性をもたせ、円滑な接続を図るため、今後一層、連携を推進するよう指導すること。
- ・年間の授業日数や学校行事等を考慮し、授業時数確保のための改善方策を具体化して、年間を通じて、各学年の総授業時数や各教科等の授業時数が適切に確保されるよう努めること。また、学校週5日制の趣旨、地域や保護者に開かれた学校づくりの観点を踏まえ、土曜日授業の検討を行う。
- ・秋田県から学校教育に携わっている講師を招聘し、教育フォーラムを実施するなどして、教員研修や保護者への啓発を行う。
- ・郷土教育に関する副読本案を作成する。

《主な事業》

- | | |
|-------------------|--|
| ・特色ある教育実践事務 | ・・・ 学校裁量予算を設定し、学校独自の教育課題の解決や教育環境の整備をします。また、土曜日フォローアップ教室を開催します。 |
| ・夏休みフォローアップ授業実施事務 | ・ 夏休みの補習等に学習支援員、学生ボランティアを派遣します。 |
| ・小中一貫教育研究事務 | ・・・ 小中一貫教育を推進する取り組みや研究を支援します。 |
| ・教科用図書に関する事務 | ・・・ 教科書指導書等を整備します。 |
| ・学力向上支援事務 | ・・・ 教員OBや大学生を学校に配置し学力向上を図ります。 |
| ・学力学習状況調査事務 | ・・・ 全国学力・学習状況調査を実施します。 |
| ・学力向上プロジェクト支援事業 | ・・・ 教員の配置や学習ツール等で学力向上を図ります。 |
| ・学力向上重点校支援プロジェクト | ・・・ 学校の課題解決を図り学力向上を図ります。 |
| ・指導研修関係事務 | ・・・ 研修講師の謝礼 |
| ・学力向上研究事務 | ・・・ 秋田県から講師を招聘し、教員研修等を行う。 |

(4) 伝え合い心つながる子ども — 家庭・学校・地域でつながる子どもの育成 —

地域社会の共有財産である学校を核とし、様々な人々が共に子どもの教育のために力を出し合う「協働」の関係によって、継続的に子どもに関わるシステムをつくる。また、地域で展開されている様々な活動の活性化やネットワーク化を進めることなどにより、地域の人間関係を構築し、地域社会の中で子どもを育てる教育コミュニティの形成を図る。

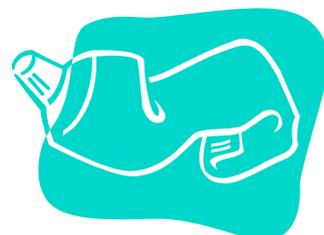
学校では、すべての教育活動において、子どもの思考力、判断力、表現力等を育む観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な環境を整え、言語活動を充実させる。

また、義務教育終了段階で、身近な事柄について、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる生徒の育成をめざす。

- ・子どもたちの生きる力を育むとともに、学ぶ力の向上をめざし、「地域教育協議会(すこやかネット)」のこれまでの成果を踏まえ、家庭と地域が一体となって、教育の拠点である学校と協働し、学校・家庭・地域をつなぎ、子どもたちがすこやかに育つ「教育コミュニティ」の発展に努めること。
- ・PTAの会議や保護者会等で、保護者・地域との共通理解を深め、子どもの基本的な生活習慣の確立や規範意識の育成に努めること。また、家庭学習習慣を身につけることの大切さを啓発し、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力向上を図ること。
- ・小学校の外国語活動では、外国語の音声やリズムなどに慣れ親しませる体験活動を充実し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成すること。また、中学校の外国語(英語)教育では、小学校における外国語活動の内容を踏まえた上で、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4つの領域をバランスよく指導するとともに、実際に活用できるようにするために必要な指導の改善を図り、コミュニケーション能力の基礎を養うこと。
- ・国際化が進展する中であって、自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や、自分の意思を表現できる基礎的な能力の育成に努めること。
- ・日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、学校生活への円滑な適応が図られるよう、国際理解の視点にたった指導を進めるとともに、日本語指導から学習言語能力の習得までの指導の充実に努めること。

《主な事業》

- ・外国語英語指導助手に関する事務 … ALT(英語指導助手)の配置をします。
- ・使える英語プロジェクト … 小学校外国語活動、中学校英語の指導法を研究します。
- ・小中学生の主張コンクール … 小中学生に発表力、コミュニケーション能力を育みます。
- ・課題別の人権教育に関する事務 … 自立支援通訳を配置し学習や生活を援助します。



(5)思いやりのある子ども —喜びや悲しみを共感し、共に生きる子どもの育成—

児童・生徒に、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を育むとともに、自らを律し、他人を思いやる心、規範意識や公共の精神など、社会の形成に参画する態度及び伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する態度を養うことなど、豊かな人間性を育む取り組みを進める。

道徳教育については、学校の教育活動全体を通じて、計画的、発展的に行い、児童・生徒の豊かな人間性の育成に努める。特に、児童・生徒の内面に根ざした道徳性を育成するため、発達の段階に応じ、自然体験活動や集団宿泊体験活動、職場体験活動などを推進する。

人権教育については、人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を総合的に推進する。

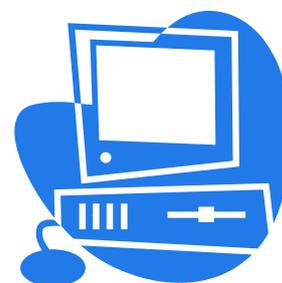
いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識し、常に、いじめの実態を把握し、未然防止、早期発見に努めるとともに、生じたいじめに対しては、「いじめは絶対許されない」との強い決意のもと、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、迅速かつ適切に組織的な対応を図る。今年度は、「四條畷市いじめ問題対策条例」に基づき、定例の委員会を開催し、いじめ問題の未然防止と発生した事案の適切な解決・指導をめざす。また、不登校児童・生徒への対応については、未然防止、早期発見の観点から、スクールカウンセラーなどを活用し、相談体制の充実を図るとともに、学校復帰のための継続的な支援を推進する。

- ・児童・生徒が志を持って、自己の可能性を伸ばし、よりよい社会を創っていかうとする態度を育むとともに、豊かな情操や人間性、未来に夢や希望を持ち自らの人生や新しい社会を切り拓く力の育成に努めること。
- ・平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を養い、公共のマナーやルールを守るなど、規範意識を身に付けさせるとともに、豊かな情操や人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志を持って自立していくために必要な能力、よりよい社会を創っていく態度等の育成に努めること。
- ・児童・生徒が福祉の意味や役割についての理解を深めるため、障がい者や高齢者との出会いや体験活動等を通じて、身近にいる障がいのある仲間や高齢者への思いやりにつなげるなどの福祉教育の推進を図ること。
- ・生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導するとともに、国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けさせるよう努めること。
- ・学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長は道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築すること。さらに、「道徳の時間」の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会と一体となった取り組みを推進すること。
- ・児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。
- ・これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題をはじめとする、様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進し、課題を有する子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取り組みを進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。
- ・在日外国人幼児・児童・生徒が自らの誇りや自覚を高めることができるよう、保育・授業や特別活動等における指導内容、指導方法等の工夫・改善及び教材、資料の研究開発に努めること。

- ・いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある。学校においては、児童・生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、児童・生徒自らいじめを乗り越える力(エンパワメント)の育成と集団づくりに努めること。
- ・障がい者に対する無理解や偏見などを取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障がいに対する理解を深める学習を系統的に実施するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を育み、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していけるような指導に努めること。
- ・日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、日本語指導対応教員の資質向上を図るとともに、校内の受入・指導体制の充実を図ること。

《主な事業》

- ・スクーリングサポートネットワーク関係事務 …… 教育相談室(フリールーム)の円滑な運営を図ります。
- ・人権教育の推進に関する事務 …… 人権研修等へ参加し、その推進に役立てます。
- ・人権教育の指導助言に関する事務 …… 人権に係る書籍等を購入し、指導助言に役立てます。
- ・人権教育の研修に関する事務 …… 人権研修の講師を招聘し、人権教育の推進を図ります。
- ・学校教育課運営事務 …… いじめ問題対策委員会を開き、未然防止、解決に役立てます。
- ・命を意識し生きる力を育むプログラム実践事務……命の大切さを学ばせる取り組みをします。



2 その他の事項

《生徒指導》

- ・暴力行為等問題行動の対応については、児童・生徒との信頼関係を築くとともに、全教職員が一致協力した生徒指導体制のもと児童・生徒の規範意識の向上を図る取り組みや、毅然とした生徒指導を行い、状況に応じて、小・中学校間をはじめ関係機関等とのネットワークを活用し、専門家や地域人材等外部人材も含めたチームによる支援の観点も踏まえた取り組みを推進すること。
- ・不登校児童・生徒への対応については、未然防止、早期発見の観点から、スクールカウンセラーなどを活用し、相談体制の充実を図るとともに、学校復帰のための継続的な支援を推進すること。とりわけ、小学校段階から不登校の兆しがある児童には、必要に応じて校区内中学校に配置されたスクールカウンセラーを積極的に活用し、家庭・地域と連携した取り組みを図るなど、子どもを支え、不登校が長期化しないよう取り組みを推進するとともに、中学校卒業後の進路を見据えた支援を行うこと。
- ・いじめの未然防止、早期解決については、日常より子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受けとめられるよう指導すること。その際、アンケート調査を実施した上で、個別面談、個人ノートや生活ノート等の活用など、各学校の実情に応じて、いじめの実態把握に努めること。さらに、各学校における教

育相談体制の充実及び「すこやか教育相談24」等の相談窓口の周知を図り、学校だけでは解決が困難な重篤な事象については、府教育委員会に設置した「子ども支援チーム」と連携し解決を図ること。

- ・「学級がうまく機能しない状況」について背景や原因を分析し、教職員の指導力の向上を図るとともに、柔軟な指導体制の構築や家庭・地域社会との連携を進め、効果的な指導の工夫・改善に努めるよう指導すること。

《学校運営体制の確立を図る》

- ・校長のリーダーシップのもと、当面する教育諸課題や社会の変化に機敏に対応するため、開かれた学校づくりをより一層進め、家庭や地域とも連携して自主的・自律的に特色ある教育活動を展開するとともに、学校教育自己診断や学校評議員制度等を活用して学校運営の状況について評価を行い、公表するなど、学校運営体制の整備・充実に努めること。
- ・学校運営体制の確立に当たっては、学校の将来像の実現に向けた学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、学校運営における組織的な取り組みを推進すること。また、学校のめざす目標や教育活動の評価結果等について、保護者等に対して周知を図る方策を講ずるとともに、機動的な学校運営体制の構築については、課題に対し適切かつ迅速に対処できるよう、校務の要である首席を活用すること。
- ・全ての学校において、保護者や地域社会の意見を学校運営に反映する仕組みをつくり、学校教育活動の改善に十分活用すること。
- ・学校の評価に当たっては、学校教育自己診断の評価結果等を踏まえて学校運営の改善に努めること。

《教職員の資質向上を図る》

- ・校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成することが重要であるため、首席や指導教諭等を活用し、各学校で日常的なOJT(現場研修)の推進に努めること。特に、多くの教職員が退職・採用される状況を踏まえ、これまでの大阪の教育を継承し、様々な教育課題に対応するため、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図ること。また、首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーの育成に努めること。
- ・個人情報を含む文書や記録媒体について、その取扱いを適正なものとするため、管理責任の明確化や保管に関する規定を設けるなど、万全の管理体制を確立するとともに、適切な管理及び保護に組織的に取り組むこと。あわせて行政文書や個人情報の適切な取扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上を図ること。
- ・教職員が教育公務員としての責務を自覚し、府民の信頼に応えられるよう、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質能力等の向上を図るよう努めること。
- ・全ての教職員が、法令等の遵守など教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるため、校内研修等の充実を図ること。また、教職員が日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高めあう職場環境づくりに努め、指導力の向上を図ること。
- ・体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人ひとりに周知徹底するよう指導すること。
- ・「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、その円滑な実施により教職員の意欲・資質能力の向上と学校活性化に努めること。
- ・学校づくり・授業づくりに関しては、校内研修・研究授業の充実を図るなど、学校全体として教職員の指導力の向上に取り組むこと。

- ・初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の課題に応じ、きめ細やかな教育相談の実施のための指導助言等、適切な個別支援を行うこと。

《国旗・国歌の指導》

- ・小学校学習指導要領の音楽科において、国歌「君が代」の指導について、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、児童の発達段階に即した指導計画を作成し、適切に指導すること。
- ・入学式・卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。
- ・入学式・卒業式においては、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機づけとなるよう指導すること。その際、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」の趣旨を踏まえ、教員は教育公務員として府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱するよう指導すること。

《教職員のサービスの徹底》

不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、平成22年9月に改訂された「不祥事予防に向けて自己点検《チェックリスト・例》(改訂版)」を校内研修等において活用するとともに、平成22年1月に制定された「大阪府教育委員会懲戒処分指針」の周知徹底を図るなど、一層の取り組みを進めること。また、事案が生起した場合には、校長は事実関係を的確に把握し、速やかに教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むこと。